

三田市議会告示第1号

地方自治法第74条第4項の意見を述べる機会について

標記の件について、下記のとおり決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成23年7月1日

三田市議会議長 関 口 正 人

記

- 1 件 名 三田市議会議員定数条例の改正について
- 2 日 時 平成23年7月7日（木） 午後1時
- 3 場 所 三田市武庫が丘七丁目3番地1
三田市フラワータウン市民センター 1階 ホール
- 4 意見を述べる機会を与える条例改正請求代表者の数 2人
- 5 傍 聴 傍聴席は50席（傍聴希望者が50人を超えたときは、先着順により決定する。）